

## 船橋市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公衆浴場を確保し、及び公衆衛生の向上を図るため、営業に困難を来していると認められる公衆浴場を営む者に、予算の範囲内において、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象浴場)

第2条 補助対象浴場は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により営業許可を受けている公衆浴場であって、当該入浴料金を物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条に規定する統制額の範囲内で営業している公衆浴場のうち、直近の税務に係る申告書等において浴場経営に係る経営収支実績に不足額が生じている公衆浴場とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、直近の税務に係る申告書等の算定に用いられている、当該公衆浴場の営業に要した、燃料費・光熱費・用水費に係る経費とする。

### (補助率等)

第4条 補助率は、前条に規定する経費の2分の1以内とし、補助額は、1浴場当たり25万円を限度とする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、船橋市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 直近の税務に係る申告書等の写し
- (2) その他市長が必要があると認める書類

### (交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査したうえで交付の可否を決定し、船橋市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(返還命令)

第7条 規則第16条の2の規定による返還命令は、船橋市公衆浴場経営基盤安定化補助金返還命令書(第3号様式)によるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

補則

浴場経営に係る経営収支実績の各項目の算定方法は、次のとおりとする。

1. 不足額

浴場経営に係る営業経費等支出が、入浴料金収入を超えた場合、その差額を不足額とする。

2. 入浴料金収入

入浴料金として直接収納した金額とし、その他雑収入は含めないものとする。

3. 営業経費等支出

当該浴場の経営に要した各種経費の合計とする。

(1) 燃料費

- (2) 光熱費
- (3) 用水費
- (4) 備品・消耗品費
- (5) 浴場の修繕費（設備改善補助金交付分を除く）、減価償却費
- (6) その他、浴場経営に必要と認められる経費

第1号様式

船橋市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者	住所
	浴場名及び氏名

船橋市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

入浴料金収入			円	
営業経費等	補助対象経費	燃料費	円	
		光熱費	円	
		用水費	円	
		小計	円	
	補助対象外経費			円
	総計			円
過不足額			円	
経費配分	補助額		円	
	自己資金等		円	

【添付書類】直近の税務に係る申告書等の写し

第2号様式

船橋市公衆浴場経営基盤安定化補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

申請者	住所	
	浴場名及び氏名	様

船橋市長

印

年 月 日付けで申請のあった船橋市公衆浴場経営基盤安定化補助金の交付について、次のとおり交付決定したので、通知します。

補助金交付の可否	可 ・ 否
補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
交付条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。</li><li>2. 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。</li></ol>

第3号様式

船橋市公衆浴場経営基盤安定化補助金返還命令書

第 号  
年 月 日

申請者	住所	
	浴場名及び氏名	様

船橋市長

印

船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により、次のとおり返還を命ずる。

決定年月日	年 月 日	番 号	第 号
返還すべき金額			円
返還期限	年 月 日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			
交付決定額			円
既交付額	年 月 日交付		円
	年 月 日交付		円
	計		円